平成２２年（フ）第１０３号
兵庫県淡路市育波339番地１
債務者　濱西　厚子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２２年（フ）第５４８号
和歌山市六十谷943番地の３　グリーンフル六十谷Ⅱ102号
債務者　中野　晋也
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６０２号
和歌山県橋本市神野々84番地　２―106号、住民票上の住所和歌山県橋本市岸上529番地の12
債務者　水口　弘信
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６０４号
和歌山市西浜３丁目９番20号
債務者　野田ニキ子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６１０号
和歌山市内原592番地の１
債務者　西　　和己
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６１５号
和歌山市三沢町４丁目18番地の２　高千穂団地142
債務者　岡本　紗希（旧姓中鶴）
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６１６号
和歌山市鳴神775番地の７
債務者　山岡　　勝
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６１７号
和歌山市鳴神775番地の７
債務者　山岡　里子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６２８号
和歌山県有田郡有田川町大字土生529番地25
債務者　小代　達男
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６３８号
和歌山県海南市日方334番地
債務者　泉　　秀幸
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６５０号
和歌山市紀三井寺１番地の59
債務者　嶋本　文子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６５１号
和歌山市太田160番地　秋月マンション２号
債務者　青木　俊二
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６５６号
和歌山県有田郡湯浅町栖原253―33、住民票上の住所和歌山県有田郡有田川町大字庄729番地９
債務者　上田　舞子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６７５号
和歌山市伝法橋南ノ丁12番地の２　サーパス市駅前902号
債務者　笠松　俊男
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６７９号
和歌山市有本189番地の１　池尻マンション有本202号
債務者　奥　　明夫
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６８２号
和歌山市紀三井寺742番地の17　セゾン大浦301
債務者　川原　重美
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６８５号
和歌山県岩出市川尻241番地の１
債務者　佐倉　基義（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第６８８号
和歌山県紀の川市桃山町元326番地
債務者　室谷　尚大
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係